

公益社団法人高知県森と緑の会 こうち山の日推進事業企画選定実施要領

第1 趣旨

この要領は、「公益社団法人高知県森と緑の会こうち山の日推進事業費補助金」に提案のあった企画を選定するために必要な事項を定めるものとします。

第2 目的

公益社団法人高知県森と緑の会は、「豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいく」とした、「こうち山の日」（11月11日）の制定趣旨に基づいた普及啓発に資する取組を総合的に支援することを目的として、実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

第3 提出書類等

計画調書等の作成は、別に定める「公益社団法人高知県森と緑の会こうち山の日推進事業企画募集要領」等によるものとします。

第4 選定委員会

事業の選定を厳正か公平に行うため、「こうち山の日推進事業等企画選定委員会設置要領」に基づき、森林環境や林業等についての見識者で構成される「こうち山の日推進事業等企画選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）を設置し、次に掲げる事項を審議したうえ、当該事業に適した企画を選定します。

- (1) 事業計画書等の審査
- (2) 事業計画書等の評価
- (3) その他必要と認めること

第5 審査

- (1)企画を選定するための評価項目は次にあげるとおりです。各評価項目の配点は等分とします。

評価項目	評価の視点
基本的な考え方	「こうち山の日」の制定趣旨に基づいているか
事業の内容	内容が地域の特性を活かし、独創性または先進性に優れているか 県民から幅広い参加が得られるか
実現性	提案団体等の執行体制は十分か（実績・事務体制等） ⑨山の一日先生派遣については幅広い学校等からの要望に対応可能な体制か
広がり	県民（県外を対象とするものにあっては県外）に広く周知することは可能か。 県内での「こうち山の日」の幅広い普及啓発を期待できるか 事業の実施を通じて、地域での新たな展開および波及効果が期待できるか
投資効果	投資に比べ、高い事業効果が期待できるか

- (2) 各評価項目ごとに5段階評価（A：25点、B：20点、C：15点、D：10点、E：5点、）とし、各企画ごとに合計点数を算出し、合計点数の高いものを判断基準に選定します。
- (3) 前項の審査の結果により難い場合は、選定委員会の合議により選定方法を定めます。
- (4) 選定の結果については、提案のあったすべての団体等に通知します。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、その旨を選定委員会に報告します。
 - ア 計画調書等に虚偽の記載がある場合
 - イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - ウ 計画調書等の提出方法、提出先及び期限に示された条件に適合していない場合
 - エ 計画調書等に許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
 - オ その他要領に違反した場合

第6 公表

審査の公正性、透明性および客観性を保つため、審査結果を開示することがあります。

- 附則 この要領は、平成19年4月16日から施行します
- 附則 この要領は、平成20年4月22日から施行します
- 附則 この要領は、平成21年4月17日から施行します
- 附則 この要領は、平成22年4月26日から施行します
- 附則 この要領は、平成23年4月19日から施行します
- 附則 この要領は、平成24年4月13日から施行します
- 附則 この要領は、平成25年4月12日から施行します
- 附則 この要領は、平成26年4月17日から施行します